

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当名（電話番号）	都市計画局建築指導部 監 察 課 (06-6208-9315) 建築確認課 (06-6208-9304)
措置実施課（担当名（電話番号）	同上 ()
事務の名称	建築基準法関連業務
事務の概要	建築基準法違反に係る是正指導
措置の実施基準等	1．法令等違反に対する直接的な是正措置について 1．（１）の措置を講じる基準 次のいずれかに該当し、ガイドライン１．（１）に該当するもの（緊急性のあるもの） ①建物が倒壊するおそれがあるもの。 ②階段や避難通路が全て使用できないなど、防火、避難上において重大な違反があるもの。 ③昇降機等で人の転落やかごの落下のおそれがあるもの。 ④その他不特定多数の市民に対する影響が大きいもの。 1．（１）の措置の内容 ●建築基準法に基づく措置 ・法第 9 条第 1 ・ 2 項により建築主・工事施工者等に対して是正に必要な措置を命ずる。 ・緊急の必要がある場合上記の手続きによらず、法第 9 条第 7 項・第 1 0 項により、使用禁止・使用制限・施工の停止等を命ずる。 ・命令の手続き後、是正の見込みがなく放置すれば第三者へ危険性を及ぼすなど緊急性が高い場合は、限定的に法第 9 条第 1 2 項により、行政代執行を行う。 1．（２）の措置を講じる基準 次のいずれかに該当し、ガイドライン 1（１）の緊急性のあるものに該当しないもの ①人の生命、身体に危害を及ぼす恐れがあるもの ②人の財産に重大な損害を与えるおそれがあるもの ③違反の放置が行政事務に重大な支障を及ぼすおそれのあるもの 1．（２）の措置の内容 ●行政指導による措置 ・個々の事案に応じて、建築物の状況、周囲への影響等を総合的に判断しながら是正のために必要な期間を定めて口頭指導・文書指導・勧告の是正指導を行い、期限までには是正されない場合は、督促をするなどは正されるまで粘り強く指導を継続する。 ●建築基準法に基づく措置 ・正当な理由なく繰り返しの指導に従わない場合等、悪質で放置すれば市民に危険が及ぶ場合には、法令に基づく手続きを行う。
	2．法令等違反に対する間接的な是正措置について 2．（１）の措置を講じる基準及び内容 ○ 法第 9 条第 1 項又は第 1 0 項に基づく命令を行った場合は、公示（標識設置、公報への掲載、ＨＰ掲載、部内掲示）する。 ○ 悪質な場合は告発する。
根拠法令等及び条項	・建築基準法 第 9 条第1項～13項 ・刑事訴訟法 第239条
備考	【措置を講ずる基準】 ガイドライン１．（１）（２）以外に該当するもの 【措置の内容】 ・是正指導を行う。 個々の事案に応じて、建築物の状況、周囲への影響等を総合的に判断しながら是正のために必要な期間を定めて口頭指導・文書指導・勧告の是正指導を行い、期限までには是正されない場合は、督促をするなどは正されるまで粘り強く指導を継続する。